

寒川町立学校施設使用条例新旧対照表

現 行				改 正 案					
(趣 旨)				(趣 旨)					
第1条 この条例は _____				第1条 この条例は、 <u>社会教育法(昭和24年法律第207号)第44条及びスポーツ基本法(平成23年法律第78号)第13条の規定に基づき</u> 、寒川町立学校の施設(以下「学校施設」という。)を学校の教育に支障のない範囲で社会教育 _____ その					
_____ <u>、寒川町立学校の施設(以下「学校施設」という。)</u> を学校の教育に支障のない範囲で社会教育 _____ その				_____ <u>、寒川町立学校の施設(以下「学校施設」という。)</u> を学校の教育に支障のない範囲で社会教育、 <u>スポーツ</u> その他の公共のため使用することについて必要な事項を定めるものとする。					
～ 略 ～				～ 略 ～					
(学校施設を使用できるもの)				(学校施設を使用できるもの)					
第4条 学校施設を使用できるものは、10人以上の構成員(当該構成員の3分の2以上が町内に居住している者 <u>又は町内に在勤している者</u>				第4条 学校施設を使用できるものは、10人以上の構成員(当該構成員の3分の2以上が町内に居住している者、 <u>町内に在勤している者又は町内に在学している者</u>					
_____ <u>でなければならない。)</u> を有する団体とする。ただし、教育委員会(以下「委員会」という。) <u>が特に必要と認めるときは、この限りでない。</u>				_____ <u>でなければならない。)</u> を有する団体とする。ただし、教育委員会(以下「委員会」という。) <u>が特に必要と認めるときは、この限りでない。</u>					
～ 略 ～				～ 略 ～					
別表(第6条関係)				別表(第6条関係)					
学校施設の名称及び使用区分		1時間当たりの使用料		利用者 の区分		学校施設の名称及び使用 区分		1時間 当たり の使用 料	
体育館	小学校		100円	中 学 生 以 下 の	体育館(小学校及び中学校)		0円		
	中学校		100円(半面につき)		団 体		屋 外 運 動 場(夜間照明施設を含む。)	小学校	0円
屋 外 運 動 場(夜間照明施設を含む。)	小学校	寒 川 中 学 校	(1)夜間照明施設の照明灯を全て点灯したとき	団 体	屋 外 運 動 場(夜間照明施設を含む。)	寒川中学校	1,200円		
		中学校	(2)前号以外			旭が丘中学校	800円		
			小学校			南小学校ふれあいホール	0円		
						中学校	100円(半面につき)		
一 般 の 団 体	体育館	小学校	100円	一 般 の 団 体	体育館	小学校	100円		
	中学校	100円(半面につき)	中学校			100円(半面につき)			
					屋 外 運 動 場	小学校	100円		

	旭が丘中学校	1,600円
南小学校 ふれあい ホール	(1)1月、2月、3月、7 月、8月、9月及び1 2月に使用すると き	200円
	(2)前号以外るとき	100円

備考 使用時間が1時間未満の場合の使用料は、1時間当たりの使用料(以下「基本使用料」という。)の額とし、使用時間が1時間を超える場合の使用料は、基本使用料の額にその超える30分(30分未満は30分とする。)ごとに基本使用料の2分の1の額を加算した額とする。

～略～

動場(夜間照明施設を含む。)	寒川中学校	2,400円
南小学校 ふれあい ホール	旭が丘中学校	1,600円
	(1)1月、2月、3 月、7月、8月、 9月及び12月に 使用するとき	200円
	(2)前号以外 とき	100円

備考

1 使用時間が1時間未満の場合の使用料は、1時間当たりの使用料(以下「基本使用料」という。)の額とし、使用時間が1時間を超える場合の使用料は、基本使用料の額にその超える30分(30分未満は30分とする。)ごとに基本使用料の2分の1の額を加算した額とする。

2 中学生以下の団体とは次の各号のいずれにも該当するものをいい、一般の団体とは中学生以下の団体以外のものをいう。

(1) 団体の構成員の半数以上が町内に在住又は在学する中学生以下の者で組織されているもの

(2) 主たる活動内容が構成員たる中学生以下の者を主体としたものであるもの

(3) 営利を目的としたものでないもの

～略～

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の寒川町立学校施設使用条例別表の規定は、令和4年4

	<u>月1日以後に使用許可を受ける学校施設の 使用について適用し、同日前に使用許 可を受けた学校施設の使用については、 なお従前の例による。</u>
--	--